

高知医療センター医事関係委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知医療センター医事関係委託業務

(2) 事業の目的

医療事務その他の医事関係業務を、業務量に応じた効率的な体制で正確かつ迅速に行うことで、病院の効率的な運営及び医療スタッフの負担軽減を図ることを目的とします。

(3) 事業内容

別紙「高知医療センター医事関係委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりです。

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※ただし、毎年度仕様及び金額の見直しを行うことがあります(業務の変更等)。

※受託者の決定後、業務開始までの間に、引継ぎ等業務開始の準備を行うこと。

2 見積限度額

2,077,020千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「高知医療センター医事関係委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県・高知市病院企業団（以下、「企業団」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。60日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて企業団と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 参加者に関する要件

- ア 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- エ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- オ 高知県内に事業所（本社、支店、営業所等）を置く者、又は契約締結（業務開始）までに事業所を開設することが確実であると認められる者であること。
- カ 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- キ 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ク 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。
- ケ 許可病床数500床以上の病院において、医事関係業務を12ヶ月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。
- コ アの競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書（令和3年度から令和5年度競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、次の指定場所へ提出すること。

高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照すること。

【高知県会計管理局のホームページ】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/>

【高知県知事が定める申請書の提出先】

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県会計管理局 総務事務センター

TEL 088-823-9788

(2) その他の留意事項

ア 実施要領の承諾

参加者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなします。

イ 提出書類の扱い

参加者の提出する書類の著作権は、参加者に帰属します。なお、企業団が必要と認めるときは、参加者の承諾を得て提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

ウ 企業団からの提示資料の扱い

企業団が提示する資料がある場合は、応募に関わる検討以外の目的で使用することはできません。

エ 複数提案の禁止

参加者は複数の提案を行うことはできません。

オ 提出した書類の変更禁止

提出した書類の変更はできません。但し、誤字等の修正についてはこの限りではありません。

6 説明会

本プロポーザルに関する説明会を次のとおり行います。

(1) 日時

令和4年8月15日(月) 午前10時から正午まで

(2) 場所

高知県高知市池2125番地1
高知医療センター2階「やなせすぎ」

(3) 参加方法

令和4年8月9日(火) 午後3時までに、説明会参加申込書(別紙様式1)により持参、電子メール又はFAXで提出してください。電子メール又はFAXによる場合は、電話にて着信を確認するとともに、説明会当日に原本を持参してください。

なお、当日は本募集要領(仕様書を含む。)及び様式集を高知医療センターのホームページより出力し、各自持参してください。

申込先は「14 問い合わせ先」に同じ。

(4) 院内視察等

高知医療センターの状況を理解するための院内視察については、希望があれば、病院運営に支障のない範囲で説明会終了後に行います。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、当院指定の体調管理票の提出を求めるものとします。(緊急事態宣言地域からの来院者については、陰性証明等の提出を求める場合もあります。)

7 質疑と回答

質疑は令和4年8月18日(木) 午後5時までに別紙様式2により持参、又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、8月23日(火)までに高知医療センターホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式3)に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	提出部数
様式3	参加申込書	1部

様式4	資格要件確認書	1部
様式5	法人概要書	1部
ー	都道府県税の納税証明書（写し可）※1	1部
ー	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）※1	1部
自由様式	個人情報保護に関する方針等（既存の印刷物の提出でも可）	1部

※1 参加申込日の前3ヶ月以内に交付されたものを提出してください。
 なお、競争入札参加資格者として登録を受けている場合は、納税証明書の添付を省略できます。

(1) 参加申込書（様式3）

- ア 提出方法
持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）
- イ 提出期限
令和4年8月31日（水）午後5時（必着）
- ウ 提出先
「14 問い合わせ先」に同じ。

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を高知医療センター経営企画課で確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和4年9月5日（月）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日、年末年始を除く。）以内に、書面により、高知県・高知市病院企業団企業長（以下「企業長」という。）に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- イ 企業長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土日祝日、年末年始を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「高知医療センター医事関係委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「高知医療センター医事関係委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和4年10月3日（月）までに、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例（平成2年条例第1号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示します。

<高知県情報公開条例制度>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

12 日程

令和4年8月1日（月）	募集開始
令和4年8月9日（火）～午後3時	説明会参加申込〆切
令和4年8月15日（月）午前10時から正午まで	説明会
令和4年8月18日（木）～午後5時	質疑書提出〆切
令和4年8月31日（水）～午後5時	参加申込及び資格要件 確認書類提出〆切
令和4年9月16日（金）～午後5時	企画提案書の提出〆切
令和4年9月28日（水）（予定）	審査委員会 （プレゼンテーション）
令和4年10月3日（月）（予定）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（企業団内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出してください。
開示・非開示の判断は様式6に基づき行うものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき企業団が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問い合わせ先

〒781-8555

高知県高知市池2125番地1

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 事務局 経営企画課

担当者 川田

T E L 088-837-3000

F A X 088-837-6766

E-mail keiei@khsc.or.jp

15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合